

90-J-15

子会社合併における純資産の承継
—資産再評価の一形態—

斎藤 静樹
(東京大学)

1990年12月

子会社合併における純資産の承継

— 資産再評価の一形態 —

斎藤 静樹（東京大学）

I、はじめに：事実上の資産再評価

企業会計では、保有する資産を原則として再評価しない。費用財についても費消分の取得原価、つまり支出費用を実現収益にチャージするだけであり、未実現評価益の計上は一般に排除されている。時価情報の開示がもとめられる場合でも、すくなくとも継続企業の利益は、保有資産の時価に影響されることはない。低価基準の適用を除いて、時価の変動は実現を待って利益の計算に含められる。評価益がどこから生じたかにかかわらず、実現まではすべて無視され、実現と同時にすべて利益に算入されるのである。リスク資産に投資された資金がそのリスクから解放されたときに、最終段階にあたる取引の性質に従って利益がとらえられるといつてもよいであろう。

その一方、企業の継続性が中断され、持分の再編を伴った組織の変更がなされる場合には、保有資産の再評価がしばしば重要な問題になる。合併、分割、更生などがよい例であろう。企業資産を新たな企業に拠出する形での持分の再編は、いわば現物出資される資産の評価を必要とする。その局面での再評価は、継続企業における原価評価のルールと矛盾していない。問題になるのは、事実上の継続企業が組織変更の形を借りて資産の簿価を切り上げるケースである。それは、評価益を計上することで利益の年度配分を変えるだけでなく、その評価益の処理によっては資本と利益の関係にも影響する。計上した評価益を拠出資本に含めると、実現しても利益に戻す方法がないからである。

こうしたケースの典型は子会社の合併であろう。とくに全株式を所有する完全子会社なら、あらためて合併しても実態は変わらない。企業の継続性にも株主の持分構成にも、事実上はなにも影響しないはずである。それでも合併後の純資産は、形だけの組織変更によって増減することがある。その意味で、子会社合併という一種の極限状況は、継続企業の会計ルールにひそむ問題点の解明に、手がかりを与えるものと思われる。ただ、資本と利益の関係といつても、このケースで問題になるのは拠出資本と留保利益の区分である。持分のストックという点では、株主にとって両者に本質的な違いはない。それをあえてわけるのは、配当可能な留保利益とそうでない拠出資本との振り替えに、むしろ債権者が重大な関心をもつからであろう¹⁾。

II、投資勘定の消去と子会社純資産の承継

まず単純化のため、被合併会社（Y社）の貸借対照表における資本ないし純資産の簿価をEとし、これが拠出資本Kと留保利益Rからなるとする。拠出資本部分は、さらに法定の資本金と資本準備金（資本剰余金）にわけられるが、当面の考察にとって、その内訳はあまり重要でない。一方、合併会社（X社）側の投資勘定には、このY社の株式が簿価Iで計上されているとしよう。X社のY社にたいする持株比率を α （ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）とすれば、Y社純資産のうち αE に、X社の投資勘定Iが対応していることになる。連結の場合には、この対応する両者が相殺されるわけである。むろん、Y社の全株式をX社が保有する完全子会社のケースなら、 $\alpha = 1$ となってEとIが対応する。

合併は被合併会社株式の買収によって行われるが、合併会社の保有する部分については、対価の交付は必要ない。交付したところで、結局は自分の財を自分に支払うだけのことであろう。株式交換による場合でも、割り当てられた新株は自社株でしかない。したがって100%子会社を合併するケースなら、一般に現金支出も新株発行もない。Y社の資産と負債がX社に移り、Y社の全株式が消却されるだけである。このY社株式の消却によって、一方ではX社の投資勘定が消去されて同額の損失が生じ、他方ではY社の資本金が消滅して減資差益に振り替えられ、他のY社純資産とあわせてその損失の墳補に充てられる。完全子会社の合併でいえば、X社投資勘定IとY社純資産Eとが相殺されるのである。ただし、Y社純資産の再評価は当面ないと仮定する。

なお、新株発行のない100%子会社の合併にくらべて、被合併会社に少数株主がいる場合は、かれらの株式と交換に発行される合併会社の新株が、それだけ承継純資産の内訳に影響する。新株の発行に伴って子会社純資産の一部が資本金に組み込まれ、それによる減資差益の縮小額だけ、投資勘定消去損の墳補に充てられる部分が減らされるからである。合併新株の資本金計上額を Γ とすれば、ここでは被合併会社純資産Eでなく、 $E - \Gamma$ が合併会社投資勘定Iと相殺されるのである²⁾。連結の場合と違って、持株比率にみあう子会社純資産 αE が、親会社投資勘定Iと相殺されるわけではない。合併前の少数株主が、合併会社の株主になっているからである。この点を除けば、少数株主がいる場合の純資産の承継は、それがいない完全子会社のケースと基本的に変わらない。

さて、100%子会社の合併にもどって、もし投資勘定消去損Iを承継純資産Eで墳補しきれなければ、不足分 $I - E$ の合併差損はX社に引き継いで処理するほかはない。通常は、それを資産化した上で合併後の利益にチャージする。その場合は、すくなくとも合併時に

おける X 社純資産の変化はない。それにたいして、資本金を減資差益に振り替えたあとの Y 社純資産が X 社の投資勘定消去損を上回る場合は、E - I の合併差益が生じて X 社の純資産に引き継がれる。合併時点で、それだけ純資産がふえるのである。ただ、その意味での合併差益が拠出資本と留保利益のいずれになるかは、かならずしも一義的には決まらない³⁾。消滅する投資勘定を子会社純資産のどの勘定と相殺するかは、それほど自明なことがらではないからである。

もちろん、投資勘定消去損をまず被合併会社の減資差益で埋め合わせ、不足分には資本準備金から順に充当していけば、あとに残った留保利益がまず合併差益に算入されるはずである。その場合には、Y 社の留保利益にみあう分が留保利益として、それを超える分が拠出資本たる資本準備金として、それぞれ合併後の X 社に引き継がれる。実務では、おそらくそのやりかたが支配的であろう。しかし、こうした方法は、投資勘定簿価の未消去分を合併後の利益に負担させるという、上述した合併差損の処理と整合していない。同じ投資勘定を消去するのに、一方では拠出資本から取り崩し、他方では将来の留保利益を減らしているからである。子会社株式への投資を買入消却による減資とみれば、合併差損の填補は、投資勘定消去のための子会社純資産の取り崩しと同じ問題を含んでいる。

図 1 は、これらを確認するためのものである。考えられるケースは、X 社の投資勘定簿価 I が Y 社の純資産簿価 E より大きいか小さいか、小さい場合には、拠出資本部分の K より大きいか小さいかである。つまり、a) $E < I$ 、b) $K < I < E$ 、c) $I < K < E$ の 3 つである。a) のケースでは、I の損失を E で埋めきれなかった分が資産の側に残って引き継がれる。合併後の利益に負担させるためである。他方、b) と c) のケースでは両者の差額が純資産の側に残り、その資本と利益への区分が理論上の問題を引き起こす。通常のやりかたでは、それが Y 社の留保利益を超えない b) ではすべて留保利益として、また Y 社留保利益を超える c) では超過分が資本準備金として、それぞれ引き継がれているのである。こうした処理に含まれる問題点を、ここでもう少し考えてみよう。

まず、X 社投資勘定が Y 社純資産を上回る a) のケースでは、合併会社の保有する子会社株式 I が、その子会社純資産の簿価 E にくらべて過大に評価されている。いわば投資勘定に生じた評価損⁴⁾が、子会社から承継する資産等への入れ替えに伴って表面化しているのである。ただ、現行の実務では、X 社の投資勘定を切り下げるかわりに、Y 社純資産を投資勘定簿価まで切り上げて評価損を解消する。合併会社の留保利益で償却せず、承継する個別資産や合併のれんに振り替えて、この評価損 $I - E$ を繰り越すのである。被合併会社

純資産の切り上げも、その範囲なら留保利益の負担を将来の利益に肩代りさせるだけであろう。しかし、ここでの合併差損を子会社株式の買入消却による減資差損とみたときは、それを資本と利益にどう負担させるかという、別の問題が生ずることになる。

これと反対にb)とc)のケースでは、X社の投資勘定に、Y社純資産を下回る分の評価益が生じている。ここでは、消滅するY社株式の勘定Iよりも、それと入れ替わるY社の資産と負債の正味Eが大きいため、合併にあたってE-Iの評価益がX社の純資産に加えられる。これを評価益の実現とみれば、現行の会計ルールは、その全額を利益として処理しよう。そこでの合併差益は、すべて留保利益として受け継がれることになる。他方、もし未実現なら、それにみあう合併差益を資本と利益にわける基準はない。現行制度は、一般に未実現の評価益を排除するからである。もちろん、合併前に投資勘定を切り上げて合併差益を回避しても、未実現の評価益が計上されることに変わりはない。

ただ、上述のように、実務ではY社の留保利益にみあう合併差益が、留保利益としてX社に承継されている。それは、投資勘定の消去に伴う損失を、対応する純資産のうちの減資差益でまず埋め合せ、不足分の填補には拠出資本に属する資本準備金を使うやりかたであった。それでも不足したときにだけ、留保利益が取り崩されるのである。しかし、一般に株式消却による資本の減少にあたって、なぜ拠出資本の勘定をさきに減らさねばならないのであろうか。資本金でさえ株式数との関係を断たれているのに、ここではそれが減資差益に振り替えられている。かりに全株式を償還しても、その残高が消えるとは限らないのである。拠出資本も留保利益も同じ株主の持分である以上、持分の減少や承継による取り崩しに本質的な違いがあるわけではない。

いま、この種の問題を、持分プーリングや買収といった合併会計の類型からみたらどうなるであろうか。実際、独立した企業の合併を持分プーリング方式で処理すれば、被合併会社の資産・負債と純資産が簿価のままで合併会社に引き継がれる。子会社を合併する当面のケースでも、子会社の純資産額が親会社の投資勘定を超えていれば、それが合併後の純資産に引き継がれる。投資勘定との相殺を別の問題と考えれば、持分プーリングと共通した結果になるわけである。反対に投資勘定の簿価を下回るケースでは、子会社純資産をその額まで切り上げて引き継ぐことになっていた。そこでは、対価となる投資勘定の額によって、承継する純資産が再評価されたわけである。同額になった両者がただちに相殺されるとても、その再評価には買収方式との共通性が認められる⁵⁾。

しかし、こうしたアロジーは、子会社合併による承継純資産の分析にはあまり役立た

ない。合併会社の投資勘定が取得価額で繰り越されているかぎり、そこには株式取得時点での子会社純資産の評価益が含まれる一方、その後の子会社純資産の変動がなにも含まれないからである。子会社の合併は株式の取得だけでなく、その消却を伴う純資産の承継によって完成する。前者の株式取得だけなら、取得価額に含まれる評価損益が合併差益や差損として現われることはない。投資勘定を消去するときになって、取得時点の評価損益が子会社純資産額のその後の変動と一括され、あるいは相殺されて合併差損益となるのである。このケースでの合併差益は、それだけ合併時の評価益から乖離する。それをプリンターや買収という概念で分析しても、資本と利益の関係が解明されるとは思えない⁶⁾。

III、子会社純資産の再評価と合併差益

前節でみたのは、被合併会社の純資産を簿価で引き継ぐか、あるいは合併会社の投資勘定簿価を超えない範囲でそれを切り上げるケースであった。切り上げがその範囲にとどまるかぎり、承継する純資産をどう評価しても合併後の純資産額には影響が及ばない。合併差損をのれんと有形資産のどちらで引き継ぐかは違っても、それを合併後の利益が負担する点は同じである。合併されるY社純資産の評価が、合併するX社の資本と利益の関係を変えないのである。しかし、同じ承継純資産の再評価でも、消滅する投資勘定の簿価を超えた切り上げとなると、話は大きく違ってくる⁷⁾。そこでは、その超過分にみあう合併差益が計上され、それを拠出資本と留保利益にどう区分して引き継ぐかという、会計上の古典的な問題を生み出すのである。

まず、再評価前のY社純資産簿価Eが、X社の投資勘定Iを下回っている状況から考えよう（図2-a）。評価益△Eを加えたE'は、仮定によってIを上回っている。このときは、△EのうちI-Eが投資勘定消去損の填補に充当され、残りのE'-Iだけが合併差益としてX社の純資産に加えられる。被合併会社側の評価益を使ってまず合併差損が償却され、その残りが合併会社に引き継がれるわけである。そこで評価益の引き継ぎは、通常はY社株主からの資本の拠出としてとらえられ、それによるX社純資産の増分は資本準備金として処理される。要するに、投資勘定を超えた純資産の切り上げ分が拠出資本として合併会社に承継され、さもなければ将来の利益として実現したはずの含み益が、ここで吐き出されて維持すべき資本に振り替えられるのである。

それにたいして、X社の投資勘定Iを上回るY社純資産の簿価Eを、さらに切り上げたらどうなるであろうか（図2-b）。この場合にも、承継される合併差益は、切り上げ後の

純資産が投資勘定簿価を超える額である。しかし、そこには評価益△E のほか、再評価前の合併差益 E - I が含まれている。これらを資本と利益にどうわけるかは、上記のケースとはやや違った問題である。現行ルールに従うかぎり、評価益は資本準備金に算入されようが、再評価前からの合併差益については、その処理がかならずしも一義的には決まらないからである。むろん、Y社から引き継ぐ純資産をY社株主による資本の拠出と考えれば、その部分もまた評価益と同じく資本準備金として処理される。子会社合併に伴う純資産増分が、すべて拠出資本として拘束されるのである。

他方、資本と利益の関係からみれば、承継純資産を再評価する前の合併差益と、その再評価による合併差益とでは、基本的な性格が異なっている。前者は子会社純資産にてらした親会社投資勘定の評価益であり、後者は子会社純資産そのものを切り上げた評価益である。もともと子会社純資産の勘定に含まれる前者は、合併後に引き継いでも資本と利益の関係には影響しないはずであろう。株主の持分が変わらない完全子会社の合併ならもちろん、少数株主がいるときでも基本的な関係は変わらない。変えざるをえないのは、合併新株の資本金計上額にたいする制度上の制約から、留保利益が資本算入される場合ぐらいであろう。それにたいして後者は、新しく純資産の勘定に加わった要素である。それを資本と利益にどうわけるかは、前者と別の問題とみることもできるのである。

もちろん、この立場をとった場合でも、現行制度によるかぎり、後者の評価益は資本準備金として処理される。合併という機会をとらえた保有資産の再評価は、株主持分の変動に伴う資本修正の一環とみなされるのである。一方、前者つまり再評価前の合併差益は、基本的には承継する純資産のなかみに基づいて処理されよう。ただし、すでに前節で詳しくみたように、被合併会社純資産のどの勘定をどう引き継ぐかは、それだけではなにも決まらない。理論上の確たる根拠を欠いたまま、実際には留保利益から優先的に引き継ぐケースが多いというだけのことである。いうまでもなく、そこで留保利益に分類された合併差益は、それを拠出資本とする前述の処理とは違った資本と利益の関係をもたらすはずであろう。

いずれにしても、合併差益に相当する被合併会社純資産の評価益は、現行ルールのもとでは資本の拠出とみなされる。一般に継続企業での再評価が排除されている以上、承継純資産の評価替えは被合併会社の継続性を中断した組織の変更を意味するはずであり、新株を対価とするその引き継ぎは、合併会社への新たな出資とみることができる。子会社を合併する当面のケースでは、親会社の持分ないし負債の勘定が子会社株式への投資額をすで

に含んでいるため、それを差し引いた残りが新たな出資として処理される。少数株主がいなければ、それは親会社自身による出資ということになる。かりに留保利益を承継する場合でも、わざわざ純資産を切り上げて計上した評価益は、拠出資本に含めるほかはないということであろう。

この合併差益をもたらす子会社純資産の評価益は、継続企業における未実現の評価益と選ぶところはない。とくに100%子会社なら、合併したところで株主の持分はそのままである。同じ企業が続いているのであれば、親会社の投資勘定簿価を超えて吐き出された子会社資産の含み益は、合併に伴って新たに拠出された資本にはあたらない。少数株主がいる場合でも、親会社の持分相当額は、子会社事業への投下資本に生じた評価益というべきであろう。それが、ここでは合併だけで実現させられている。しかもそれを、親会社がふたたび自己に拠出したものとみているのである。こうした擬制は、継続企業なら将来の利益となる評価益を、人為的に実現させた上で拠出資本に算入するものといってよい。継続企業の会計ルールとは、あきらかに整合していない。

ここで、子会社純資産を切り上げて引き継ぐかわりに、同じ額でまず資産と負債を親会社が一括して譲り受け、含みを実現させた上で純資産を引き継ぐケースを考えてみよう。譲渡は合併直前に行われ、ともかくも譲渡益の実現が認められるものとする。いうまでもなく、この2つのケースに実質的な違いはない。にもかかわらず後者では、売却によって実現した評価益が留保利益に振り替えられ、合併時点の子会社純資産簿価に含められている。その結果、前者では切り上げに伴う合併差益が資本準備金とされるのにたいして、後者では、それにみあう子会社留保利益の承継が一義的には決まらない。もし留保利益のまま引き継げば⁸⁾、同じものが資本と利益に矛盾して分類されることになる。会計ルールの非整合性を、こうして人為的につくり出すこともできるのである。

もっとも、合併後に承継される純資産が合併会社の欠損墳補などに使われる場合は、それが資本と利益にどうわけられていても大きな違いはない。合併直後に取り崩されなければ、拠出資本でも留保利益でも同じことであろう。そのようなケースでは、合併差益が生じても、実質上は純資産の承継にあたらない。したがって、ここでみてきた資本と利益の関係も、別段の問題にはならないのである。實際には、欠損の墳補や債務超過の解消を目的に、子会社を合併して合併差益を生み出す事例が少なくない。とくに目につくのは、子会社の土地を再評価して純資産を切り上げ、投資勘定を超える合併差益を引き継いで欠損墳補に充当するやりかたである。ただし、そこで取り崩されずに残った部分は、依然と

して資本と利益の区分をめぐる問題に直面することになる。

むろん、承継純資産の再評価が資本と利益の関係を変えない場合でも、子会社のどの資産をどれだけ切り上げるかで、合併後の利益計算は影響されるはずであろう。償却資産の切り上げなら、それによる簿価増分は減価償却を通じて年々の営業費用に配分され、いわば機械的に合併後の利益に負担させられる。しかし土地のような非償却資産なら、切り上げによる簿価増分がそれを売却するまで利益には影響しない。評価益をどの資産に配分するかが、合併後における利益の年度配分を変えるのである。だからこそ多くのケースでは、売却時点を自由に選べる土地を再評価して承継純資産を切り上げ、年度利益への影響をそのときまで繰り延べようとする。こうした年度間での利益の配分は、資本と利益の関係をめぐる問題と、理論上は明確にわけて考えられる必要がある。

最後にもうひとつ、実際のケースで生ずる面倒な問題がある。ここでは、合併時点の子会社純資産簿価を所与とした上で、それを親会社投資勘定簿価にてらして再評価する状況を考えてきた。しかし、合併にあたって引き継ぐ資産を再評価する場合、その評価額は、しばしば合併契約の時点で決められる。もちろん、具体的な評価額は合併時を待つて決めるケースもあるが、契約時に土地や建物の引き継ぎ額を定める事例も少なくない。その場合には、契約時から合併時までの期間に生ずる被合併会社純資産の変動を、あらかじめ見積もって評価額を決める必要がある。その見積もりに誤差があれば、それだけ合併差損益がもたらされるわけである。こうした合併差損益（とくに差益）の処理には、上述とはまた違った問題が含まれるのかもしれない⁹⁾。

IV、おわりに：実現した評価益の性格

このように、子会社合併における純資産の承継は、現行会計制度の大きな盲点になっている。資本と利益の区分が一義的に決まらないだけでなく、継続企業の会計ルールとの間にも、無視できない不整合が含まれている。基本的な問題は、いうまでもなく評価益の実現である。継続企業では計上されない評価益が、株主持分の変わらない子会社合併のケースで計上され、利益の年度間配分だけでなく、資本と利益の関係を変えるような結果を生み出しているからである。もちろん、評価益を計上してもしなくても維持すべき資本が同じなら、両者の違いは年度間での利益の配分だけであろう。しかし、すでにみたとおり、そこでは資本と利益の関係に混乱が生じていたのである。

こうした結果になったのは、ひとつには実現した評価益の処理が、それを実現させた取

引の性格によって決められているからでもある。たしかに、合併による純資産の承継が新たな出資にあたるケースなら、そこで実現した評価益は、継続性を断たれた被合併会社の株主があらためて拠出した資本の一部に相当する。しかし、合併が継続企業を中断しないケースでは、合併という取引によって評価益の性格が決まるわけではない。評価益を実現させた取引は、それをもたらした要因とは無縁である。それを資本と利益へどうわけるかは、ほんらい、合併に伴う純資産の承継とは別に、評価益をもたらした合併以前の事実によって決められるべきであろう。

子会社合併の方法で事実上の継続企業が評価益を計上する場合も、その資本と利益への区分を実現の契機から切り離して決めることができれば、ここでみてきたような会計ルールの混乱は回避されるはずであろう。それを「実現」させた合併という取引の性格にかかりなく、どのような事実がもたらした評価益であるかによって合併差益の会計処理を決めるのである。そのためには、親会社も子会社もたえず資産を再評価し、評価益を実現に先だって資本と利益にわけることが必要になろう¹⁰⁾。従来の会計制度では、いわば「なにが利益か」が「いつ利益になるか」とわかつがたく結びつけられてきた。子会社合併という限界状況でみた現行ルールのアフォリヤは、その2つを切り離して考えなければ解決できそうにない。

もちろん、こうした問題解決の方向は、資産の評価や利益の測定をめぐる特定の規範に、そのまま直結するわけではない。原価主義とか実現基準といった現行ルールの問題点を分析することと、それらを否定して別の基準を主張することとの間には、すくなくとも理論上はかなりの距離がある。違った規範を比較検討するためには、それぞれのルールがどのような目的や根拠に支えられ、実際にどのような帰結をもたらすのか、それらの目的や帰結が相互にどう関係するのか、他のルールとの関係はどうか、ルール間の選択がどのような状況で行われ、なにが与件になっているのか、選択のための価値基準はなにか、といった基礎的な事実の解明が前提になる。実務にその余裕はないとしても、理論上の規範をいうためには、それらを分析できる道具建てが必要とされるのである¹¹⁾。

注

1) いまでもなく株主への分配は、利益の計算とは独立の問題である。資本のコストを上回る収益が見込まれれば配当可能な利益でも企業内に留保され、そうでなければ拠出資本でも払い戻される。株主にとって配当と有償減資の違いは、後者に要するさまざま

な費用を前者が節約できる点である。したがって、株主が心配しなければならないのは、留保利益が拠出資本に振り替えられ、自己の利害にそった配当が制約されることぐらいであろう。それにたいして債権者は、償還リスクを高めるような配当を一般に制限しようとする。とくに担保がなく、有効な配当制限契約もない場合には、制度上の配当限度である留保利益に、それだけ重大な関心が集まるはずであろう。

2)むろん、現金による株式買収なら、こうした問題は生じない。

3)連結ならこれを負ののれんとみなし、償却分を利益に加えることになるであろう。

4)保有する株式の時価にてらした評価損と区別するため、このような持分簿価にてらした評価損を俗に実価評価損と呼ぶこともある。

5)独立した企業の合併を買収方式で処理する場合は、承継する純資産を対価の額で評価する。株式交換による買収なら、対価として交付した新株の額で被合併会社の純資産を受け入れるわけである。

6)ここでいう合併差益は、承継する純資産額が新株割当のないまま消去される投資勘定を超える大きさであって、合併新株の交付に伴う資本金計上額を超える分ではない。後者のような通常の合併差益は、そもそも持分ブーリングのもとでは一般に生じない。

7)実際には親会社の欠損填补などのために、投資勘定簿価を超えて子会社純資産を切り上げるケースが散見される。後述をみよ。

8)親子会社間取引による評価益の実現を認めるかぎり、後者のケースでは、それにみあう子会社留保利益を留保利益として引き継ぐのが、おそらく継続企業の利益計算と整合するやりかたになるであろう。もちろん、それが「正しい」かどうかは別問題である。

9)子会社や関連会社の合併をめぐる事例研究として、さしあたり、斎藤「子会社合併の会計問題」、(1)および(2)、『経済学論集』、56巻1号/2号、1990年、を参照せよ。

10)そのルールについての理論的な検討は、斎藤『企業会計：利益の測定と開示』（東京大学出版会、1988年）第2章などに譲る。むろん、合併差益だけの問題なら、こうした評価益をめぐる資本と利益の区分を、合併時に限って適用すればよいということになる。

11)こうした基礎研究を進めながらでも、るべき会計の基準を模索することは可能である。大切なのは、導かれた規範を、事実の関係をめぐる基礎理論の枠組みにてらして評価することであろう。パラダイムを離れた規範では、どのような状況にあてはまるのかを確かめる方法がない。

図1：簿価による子会社純資産の承継

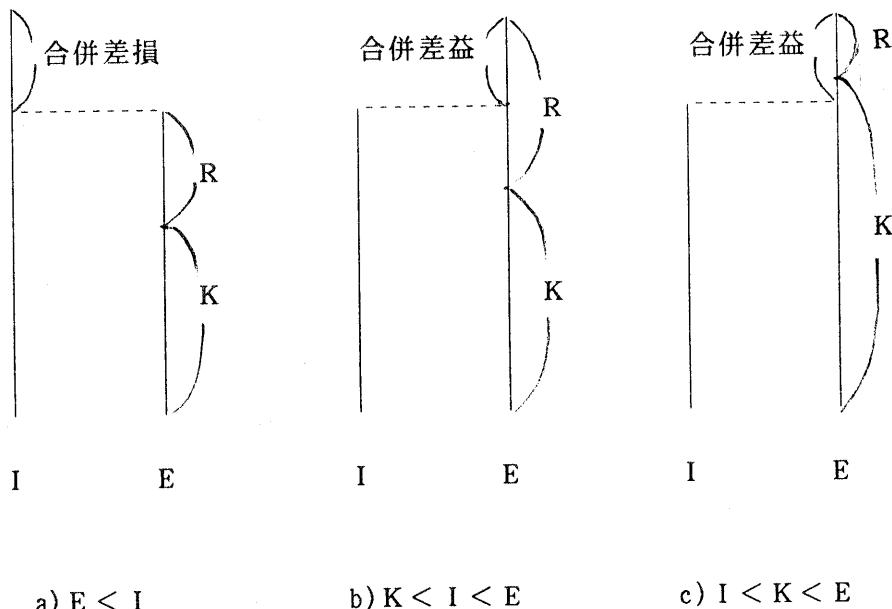


図2：再評価額による子会社純資産の承継

